

王寺町が再議を求める「理由」

香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例(以下「本件条例」という。)は、地方自治法(以下「法」という。)第287条第1項に基づき香芝・王寺環境施設組合規約(以下「組合規約」という。)で定めることとされている事項を本件条例で定めており、加えて共同処理する事務の変更又は規約の変更についての手続を定めた法第286条第1項の規定に違反している。

- 1 本件条例には、第2条「共同処理する事務の範囲」、第3条「経費の負担区分」の規定がある。これら「共同処理する事務」「経費の支弁の方法」は、法第287条第1項により、組合規約で定める事項として規定されており、そもそも条例で定める事項ではない。
- 2 法第286条第1項には、一部事務組合の組織、事務及び規約の変更について「一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない」とあり、また、同条第2項において、経費の支弁の方法については「構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに知事に届出をしなければならない。」と定めている。すなわち、これらの協議案については、関係地方公共団体の議会の議決を経て、これに基づいて関係地方公共団体の長が当該地方公共団体を代表して協議するものであることから、組合議会の議決はその権限を超えている。
- 3 本件条例第2条第3号は、共同処理する事務として、新たな事務を規定しているが、これは共同処理する事務の変更にあたることから、当然に法第287条第1項に定める組合規約の変更を外ならない。このように組合規約の変更によるべきものを条例制定で行っており、本件条例の制定は、法第286条第1項の規定に違反している。
- 4 本件条例は、令和3年10月27日開会の第3回定例会において、付議事件として事前の調整もなく、突然、発議により提出され、香芝市議会議員と王寺町議会議員との意見の隔たりが大きい中、条例の制定に関する議決は団体の意思を決定する最重要事項にも関わらず十分な法令審査や質疑がなされないままに動議により採決されたものであり、議会制民主主義の否定につながるものである。